

土総第349号の2
令和2年9月18日

隠岐支庁関係各局長 様
農林水産部各課長 様
農林水産部各地方機関の長 様
土木部各課長 様
土木部各地方機関の長 様

土 木 部 長
(土木総務課建設産業対策室)
(技 術 管 理 課)

請負代金内訳書における法定福利費の明示の義務化等について

法定福利費の適正な反映を目的として、令和2年8月18日土総第349号「建設工事の設計金額における法定福利費の明示等について」(以下、土木部長通知という。)により通知したところです。

この度、島根県公共工事標準請負契約約款が改正され、請負代金内訳書における法定福利費の明示が義務化されたことに伴い、土木部長通知の取り扱いを下記のとおり変更しますので適切な対応をよろしくお願いします。

記

1. 島根県土木部及び農林水産部発注の建設工事の設計金額における法定福利費相当分の明示について

予定価格の積算時に間接工事費に含まれる法定福利費について島根県が想定する法定福利費相当額を以下の方法で公表することとする。

・別紙様式1により入札情報サービス (PPI) の入札結果で公表 (令和2年10月1日以降落札決定を行う建設工事から適用)

・契約締結後に公表される工事の金入り設計書で公表 (既出)

ただし、別添の工事においては、当面の間、公表対象から除外する。(入札参加者は明示するものとする)

2. 各発注機関における対応について

事業担当課及び契約担当課において、入札時に提出される工事費内訳書もしくは契約締結後に提出される請負代金内訳書において入札金額における法定福利費相当分の明示の有無、及び発注者の当初想定した法定福利費相当分の著しい乖離(※)の確認を行う。ただし、別添の工事においては、当面の間、明示の有無のみの確認とする。

※著しい乖離とは、発注者の当初想定した法定福利費相当分の2分の1を下回る額の場合をいい、下回る額が明示された場合は、法定福利費相当分の見積もり方法等について受注者へヒアリングを行うこと。(既出)

工事費内訳書における法定福利費相当分の明示は義務ではないが、請負代金内訳書における法定福利費相当分の明示は島根県公共工事標準請負契約約款に基づく義務事項であるため、令和2年10月1日以降に契約を締結する建設工事から、明示がない場合は各発注機関契約担当課より受注者へ指導を行うこと(記載が確認できない場合、契約違反による対応も可能である。)

また、工事費内訳書において法定福利費相当分を明示した場合は、従前どおり請負代金内訳書の提出が省略可能である。

取扱い全般に関すること

土木総務課建設産業対策室

TEL : 0852-22-5388

島根県の法定福利費の積算に関すること

技術管理課土木設計基準G

TEL:0852-22-5941

別添

発注者における公表適用除外工事

1	下水道用設計標準歩掛表 第2巻ポンプ場・処理場施設（機械設備）編、（電気設備）編、（建築・建築設備）編を適用する工事
---	--